

1 日時 令和2年(2020年)11月11日(水) 10時30分～11時10分

2 場所 十勝総合振興局 2A会議室ほか (WEB会議にて実施)

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学准教授)
副部会長	谷 昌幸	(帯広畜産大学教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学准教授)
特別委員	金子 ゆかり	(有)金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	庄司 将己
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課長	田島 誠也
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	松尾 将志
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	西村 日出人
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	沢田 拓希

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・「(仮称)鳥取複合商業施設」(釧路市)の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

- (1) 「(仮称)鳥取複合商業施設」(釧路市)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局より、案件概要及び前回の本審議(10/26開催)での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 前回の本審議(10/26開催)での確認事項

- 駐車場内の横断歩道及び歩行者帯について、ホームック店舗中央の入り口付近前のみの設置となっており、駐車場出入口付近に駐車した来客者が店舗に来るまでに、来客車両と接触する等の危険性が生じる可能性があるため、歩行者の安全確保という観点から、対策を講じる必要があるのではないか。

現計画における駐車場内の安全対策については、店舗間の往来のため、各店舗前に幅3.8mの歩行者通路(幅1.5m程度の駐輪場を含む)を設けること、ホームック店舗正面に設ける予定の園芸用品や除雪用品売場について周囲をフェンスで囲うことなどの対応により、店舗入口付近における来店者への安全対策を行うこととしている。

前回指摘の「駐車場出入口付近に駐車した来客者の各店舗に向かう動線に関する安全対策」について、再検討を行い、ホームックの3箇所の各入口前及びアークスの出入口前の計4箇所に横断歩道および車両一時停止ラインを整備し安全を確保することを確認。サービス棟は現在テナント未定により建設がされていないことから、テナントの決定及び店舗建設後に入口前に横断歩道を設置する予定であることを確認。

- ホームックの入口手前の高齢者用駐車マスについて、駐車マスの大きさが一般駐車マスと同等のものとなっており、高齢者が駐車する際に十分なスペースがなく、逆に危険であるため、駐車マスの大きさを広げ、身障者用駐車マスと同等の大きさに変更する若しくは高齢者用マークを付けない等、安全に配慮するべきではないか。

現計画において、ホームック店舗前に通常の身障者用駐車マス(幅3.5m×奥行き5m)よりも幅広の身障者用駐車マス(幅3.75m)を、店舗入口及び横断歩道に近く利便性の高い場所に計画。こ

の駐車マスのゼブラゾーンを共用することが可能な隣接駐車マス（2マス分）について、高齢者マスとして明示することにより、利便性の高い場所を高齢者の方が優先して駐車いただける駐車マスとして設定したものであることを確認。

今後、店舗では、配慮が必要な方に対して積極的な声かけを行い必要な介助を行う等について従業員へ改めて徹底することや、来店者からのクレームや駐車場内等での安全を脅かす事態が発生した場合は、関係機関等と協議の上、安全対策について更なる対策検討を行うことにより、安全な店舗運営を目指していくことを確認。

## イ 質疑・確認

（部会長）

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

（A委員）

添付資料写真(9)の、ホームック店舗前に歩行者通路について。事務局で写真に追記（ゼブラゾーンのイメージで）いただいているが施工後はどうなるのか。

（事務局）

資料は、歩行者通路の位置をわかりやすく示すために記載したもので、実際は実線のみである。

（A委員）

実線だけでは、駐車スペースと勘違いされてしまう懸念があるのではないか。

（B委員）

先ほど説明の回答について、全般的に真摯にご対応いただいていると判断できるので対策としては問題ないと考える。A委員の懸念点については、駐車禁止などの表示をすれば良いのではないか。審議会としてどこまでの対応を意見するかによる。確かにスペース的には小さい車や二輪車なら停められそうに見える。

（C委員）

誤解を招きそうな表示は改善すべき、誰が見てもわかる表示が必要。横断歩道の追加については、しっかり対応いただいたと思う。ただし、駐車場全体の安全性は、どの駐車マスに停めても安全となっているわけではないと考える。そういった点については、職員の方が可能な限り配慮していくとの回答と思うが、場内の安全性への配慮については、引き続き検討していただきたい旨事業者へ伝えて欲しい。

（D委員）

歩行者帯について、スロープや段差があれば歩行者が歩く場所ということが誰がみても判るので、理想を言えばそのような配慮があると良い。但し、現実には除雪のこと等を考慮するとポール立てる、段差を作るのは難しい。身障者駐車マスは青く塗られているが、例えば、歩行者通路は青で塗るなどしておけば、いかにも歩行者通路というように判りやすいのではないか。費用の問題等はあるが、理想は段差を付けて車が停められないようにする、難しいようであれば、歩行者通路に色をつけて、横断歩道はゼブラとなっていれば非常に良い。誰が見ても判るという表示が一番良い。

（B委員）

路面のペイントについては、歩行者通路全部に塗らなくても、通路中央に線を入れている例がある。（他店舗の駐車場の航空写真にて説明）

（A委員）

B委員からの意見は非常に良いアイデアであるので参考にしてほしい。

（部会長）

可能な限り対応いただければと思う。他意見はないか。

（E委員）

委員から出た意見については、事業者側へ伝えていただきたい。

(F 委員)

前回の意見がしっかりと事業者側に伝わって解決の方向に向かっていると考える。最大限安全を確保することが重要と思うので、それを事業者に伝えていただきたい。

(事務局)

今いただいた意見、具体的な提案もいただいたため、事業者側には審議会での意見としてお伝えさせていただく。また本審議については従前から議事録を公開しており、各委員の発言・意見については今後もしっかり記録を残して参りたい。

(部会長)

他に発言はないか。

「(仮称)鳥取複合商業施設」の変更の届出については「意見なし」とし、別紙のとおり答申することの良いか。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

## **(2) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。**

### **7 審議会資料等**

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり